

## 議案第39号

山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺・県北西部広域環境衛生組合格約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

天理市長 並 河 健

山辺・県北西部広域環境衛生組合格約の一部を変更する規約

山辺・県北西部広域環境衛生組合格約（平成28年2月25日奈良県指令市町村第1040号）の一部を次のように変更する。

第6条中「1年とする」を「関係市町村の議会の議員の任期による」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。